

高松市監査委員告示第14号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月30日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

公共施設の維持管理コスト分析

対象部課等	市民政策部国際文化・スポーツ局市民文化センター	
措置通知日	平成24年3月22日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	耐震リスクの開示をすべきもの	耐震リスクの開示をすべきものについては、耐震診断の結果等を踏まえて、平成24年3月12日に、市民文化センターを廃止し、平成24、25年度に建物を取り壊すこととした。

第2 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置通知

下水道事業の財務に関する事務の執行について

対象部課等	上下水道局お客さまセンター	
措置通知日	平成24年3月9日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】

<p>1 井戸水の使用者に対する下水道使用料の賦課において、一般家庭については、申告の徹底を図るよう指導することについて</p>	<p>一般家庭における井戸水の使用者に対する下水道使用料の賦課については、利用者の自主的な申告に基づいて賦課しているが、徴収洩れの防止および賦課の平等性の見地から、人頭以外に使用用途も併せて申告させるとともに、当初の申告状況に変動が生じた場合は、速やかに申告するよう説明文書を配布し、指導を徹底した。</p>
<p>2 井戸水の使用者に対する下水道使用料の賦課において、事業者等については、立ち入り調査を実施するなどの方策を講じることについて</p>	<p>事業者等における井戸水の使用者に対する下水道使用料の賦課については、利用者からの使用量報告に基づいて賦課しているが、使用量報告を明確にさせるため、文書等での報告を求めることとし、報告内容を確認した上で異常水量・変動等が見受けられた場合は、必要に応じて現地調査等を行うこととした。</p>